

北信越畜産学会規則

- 第1条 この学会は北信越畜産学会（以下「学会」と略す）という。
- 第2条 この学会は、畜産に関する研究の発表と普及及び会員相互の情報交換と親睦を図り、もって北信越地域における畜産の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 この学会の事務局は学会長在任地に置く。但し、やむを得ない場合にはこの限りではない。
- 第4条 この学会は以下の会員をもって組織する。
1. 普通会員：北信越5件のいずれかに在住し、この学会の目的に賛同する者。
 2. 名誉会員：この学会に功績があり、評議員会の推薦により総会において承認した者。
 3. 賛助会員；この学会の趣旨に賛同する団体ならびに個人。
- 第5条 この学会は新潟、富山、石川、福井及び長野の各県を区域とする組織を持つ。
- 第6条 この学会は以下の事業を行う。
1. 研究発表会
 2. 会誌の発行
 3. 学術の進歩発展に貢献した者の表彰
 4. その他必要と認められた事項
- 第7条 この学会に以下のそれぞれの事項を担当する役員を置く。
1. 学会長 1名 会務を総括し、この学会を代表する。
 2. 評議員 若干名 この学会の重要事項を審議する。
 3. 幹事 2名 この会の庶務並びに会計に係わる事務を行う。
 4. 監事 2名 この会の会計を監査する。
- 第8条 役員は総会において選出し、その任期は2年とする。但し、再任は妨げない。役員に欠員が生じ補充の必要のある場合は、評議員会の議を経て選出する。その任期は前任者の残任期間とする。
- 第9条 総会は年1回開催するものとする。但し、必要ある場合は臨時にこれを開催することができる。
- 第10条 この学会に入会しようとするものは、住所、氏名、職業を記し、第5条で定める組織を経て学会事務局に申し込まなければならない。
- 第11条 この学会の会費は年額1,500円とする。
賛助会員は年額20,000円とする。
- 第12条 庶務及び会計の年度は4月1日～翌年3月31日とする。
- 第13条 この規則は総会の議を経なければ変更することができない。

令和4年1月20日改訂